川崎市交通局寄附受領取扱要綱

平成27年1月13日 26川交庶第786号

(目的)

第1条 この要綱は、交通事業に対して一般市民等から寄せられる寄附の受領に関し、公正かつ適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(寄附申出書の提出)

第2条 寄附しようとする者は、交通局長(以下「局長」という。)に寄附申出書(第1号様式)を提出するものとする。

(受領の決定)

第3条 受領の決定は、川崎市交通局事務決裁規程(昭和55年3月28日交通局規程第 1号)の定めるところによる。

(受領書の交付)

第4条 局長は、寄附を受領した場合は、受領書(第2号様式)を寄附者に交付する ものとする。

(寄附金品の管理)

第5条 局長は、受領した寄附を適切に管理するため、寄附金品管理簿(第3号様式)を備えるものとする。

(寄附者への謝意)

- 第6条 寄附者への謝意については、市長名又は局長名の礼状をもって行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、寄附者には、同項の礼状に代えて感謝状を贈呈することができる。
 - (1) 1回に300,000円以上の寄附のとき。
- (2) 数次にわたる寄附の総額が300,000円以上に達したとき。
- (3) その他特に必要と認められるとき。
- 3 礼状は受領月の翌月に、感謝状はその都度贈呈するものする。 (事務)
- 第7条 寄附の受領に関する事務は、原則として寄附金品等を使用又は管理する所属 の所属長が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受領に関し必要な事項は、局長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

寄 附 申 出 書

川山	あて先) 奇市長 奇市交通局長					
次の	のとおり寄附し	たいのて	で申し出まっ	す。		
1	寄附者住所	(〒	_)		
2	寄附者氏名 (ふりがな)					
3	寄附の目的				 	

4 寄附金品の名称、数量及び金額

	名称	単価	数量	金額 (物品の場合は単価×数量)
物品				
金銭	御希望の使途 (※御指定がない場合は川崎市 事業に使わせていただきま			
合 計				

5 氏名等の公表の可否

該当するものにチェックしてください。同意いただいた項目については、ホームページ等 にて掲載させていただく場合がございます。

□氏名、	寄附金品の公表に同意す	る。

- □氏名のみの公表に同意する。
- □寄附金品のみの公表に同意する。
- □公表に同意しない。

受 領 書

 川交 第
 号

 年 月 日

様

川崎市長 川崎市交通局長

次のとおりありがたく受領いたしました。

- 1 寄附金品
- 2 数量・金額

なお、あなた様のお志に添い、有意義に活用させていただきます。

寄 附 金 品 管 理 簿

年度

番号	年月日	寄附者住所・氏名	寄附金品名	数量	金額	寄贈先